

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年頃から建設工事現場の作業員として、平成〇年〇月〇日にA所在のB会社を退職するまでの間、粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日付けで、労働局長からじん肺管理区分「管理3イ、PR2、合併症：続発性気管支炎、療養要」の決定を受け、C病院において療養を継続していたが、平成〇年〇月〇日、入院先の同病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「じん肺症」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

- (1) 被災者の胸部X線所見等について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「じん肺管理3イ相当」と述べており、E医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「管理3イ相当」と述べている。さらに、F医師も、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書において、「PR 2 / 3 p、F (+)、管理3イ相当」と述べていることから、被災者の死亡時におけるじん肺の程度は管理3イ相当と認められる。
- (2) 被災者の死亡に至った経過について、D医師は、「じん肺症、続発性気管支炎：気管支炎症状増悪、CO<sub>2</sub>ナルコーシスによる人工呼吸器管理。寝たきり状態に。気道感染繰り返す、最終的には重症肺炎にて死亡。じん肺による要素が相対的に強い。」と述べている。
- (3) 一方で、E医師は、被災者の死亡とじん肺との関連性について、著しい肺機能障害はなかったと考えられ、じん肺及び続発性気管支炎の増悪によらない、肝性脳症並びにDIC（播種性血管内凝固）によって引き起こされた意識障害と長期臥床状態から惹起されたと考えられる誤嚥性肺炎であり、じん肺及び続発性気管支炎との因果関係についてはあるとはいえない旨述べており、F医師も、肺機能については、一貫して、著しい肺機能障害を認めず、粒状影とは無関係に肺気腫とブラが見られ、喫煙に起因した肺気腫と考えられ、喫煙による肺気腫と慢性気管支炎から呼吸不全が進行し、最後は肺炎により死亡しており、被災者の死亡とじん肺及び合併症との間に相当因果関係は認め難い旨述べている。
- (4) 当審査会において本件一件記録を精査したが、被災者の症状経過や画像所見、E医師及びF医師の上記意見等を踏まえると、当審査会としても、被災者がじん肺及びその合併症として続発性気管支炎を発症していたことは認められるが、

その症状は重篤であったとは認められず、被災者の死亡と業務による疾病との間に相当因果関係は認めることはできないものと判断する。

### 3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。